

報 告 第 3 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり
専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年12月3日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

和 解 に つ い て

⑤

処 分 書

専 決 第 2 2 号

和 解 に つ い て

市立幼稚園保育料の支払等について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年10月23日

新居浜市長 石 川 勝 行

1 和解の相手方 （省 略）

2 事件の概要

新居浜市は、相手方に対し、市立幼稚園保育料について、督促、催告等再三の納付指導を行ってきたが、その履行がないため、相手方を被告として、平成25年9月5日新居浜簡易裁判所に、未払保育料等の支払を請求する訴えを提起した。

3 和解の内容

（1）相手方は、新居浜市に対し、市立幼稚園保育料債務として次の金員の合計6万3,600円の支払義務があることを認める。

ア 未払保育料 3万2,000円(平成18年8月分から平成19年3月分まで)

イ 督促手数料 400円

ウ 延滞金 3万1,200円

(2) 相手方は、新居浜市に対し、前号の金員6万3,600円を平成25年10月23日までに、新居浜市発行の保育料等納入通知書にて伊予銀行新居浜市役所出張所で振り込む方法にて支払う。

(3) 新居浜市は、相手方から前号の金員の支払があったことを確認でき次第、相手方に対して、新居浜簡易裁判所に提起している未払保育料等請求の訴えを遅滞なく取り下げる。

(4) 新居浜市は、その余の請求を放棄する。

(5) 新居浜市と相手方は、本件に関し、前各号に掲げるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。